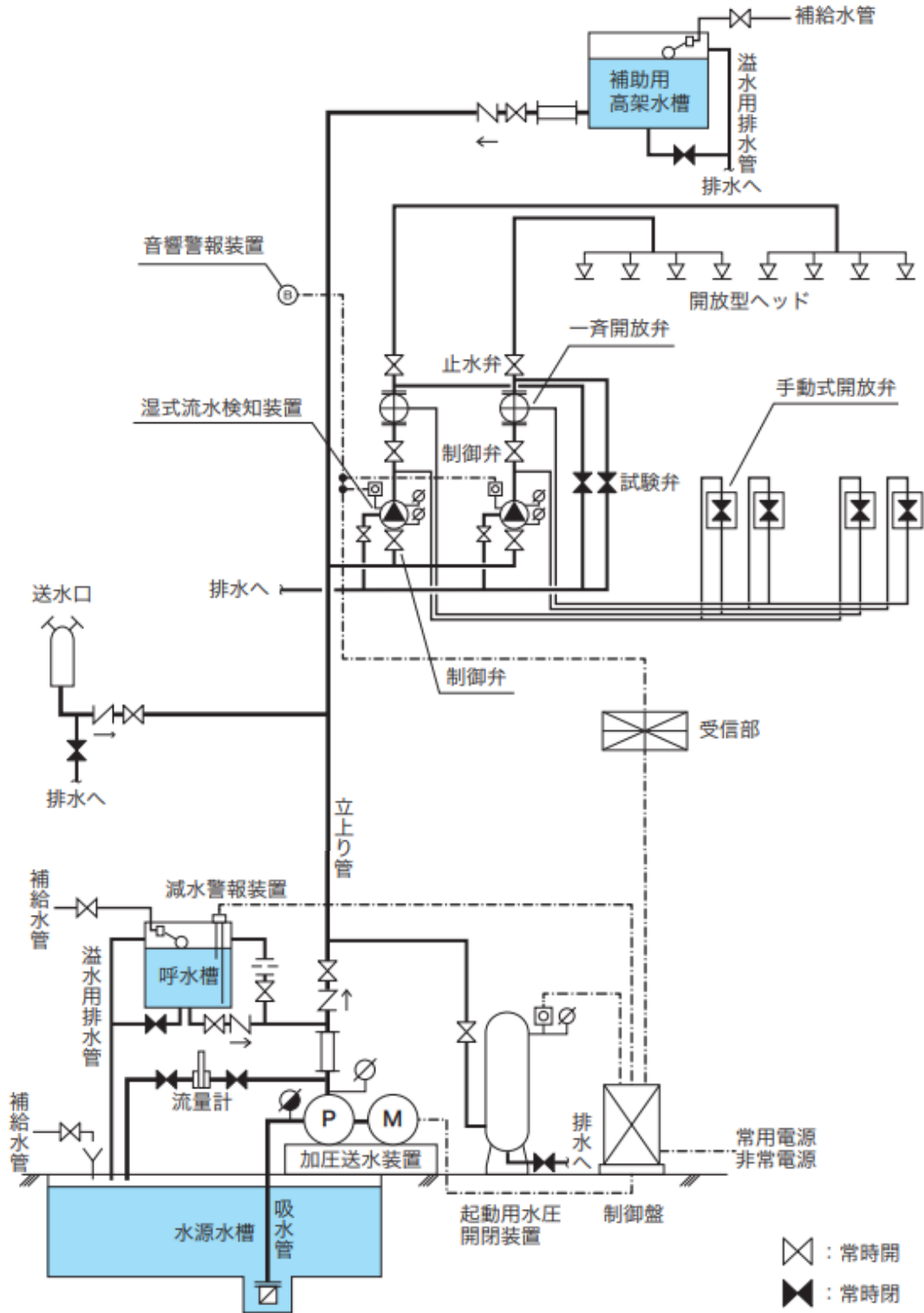


第4の2 開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備

1 主な構成

開放型スプリンクラーヘッド(以下この項において「開放型ヘッド」という。)を用いるもので、一斉開放弁の一次側の配管内には常時加圧水を充水し、二次側は開放状態にしてある方式のもの。(第4の2-1図参照)



第4の2-1図

2 加圧送水装置

加圧送水装置(圧力水槽を用いるものを除く。)は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、政令第 12 条第2項第6号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

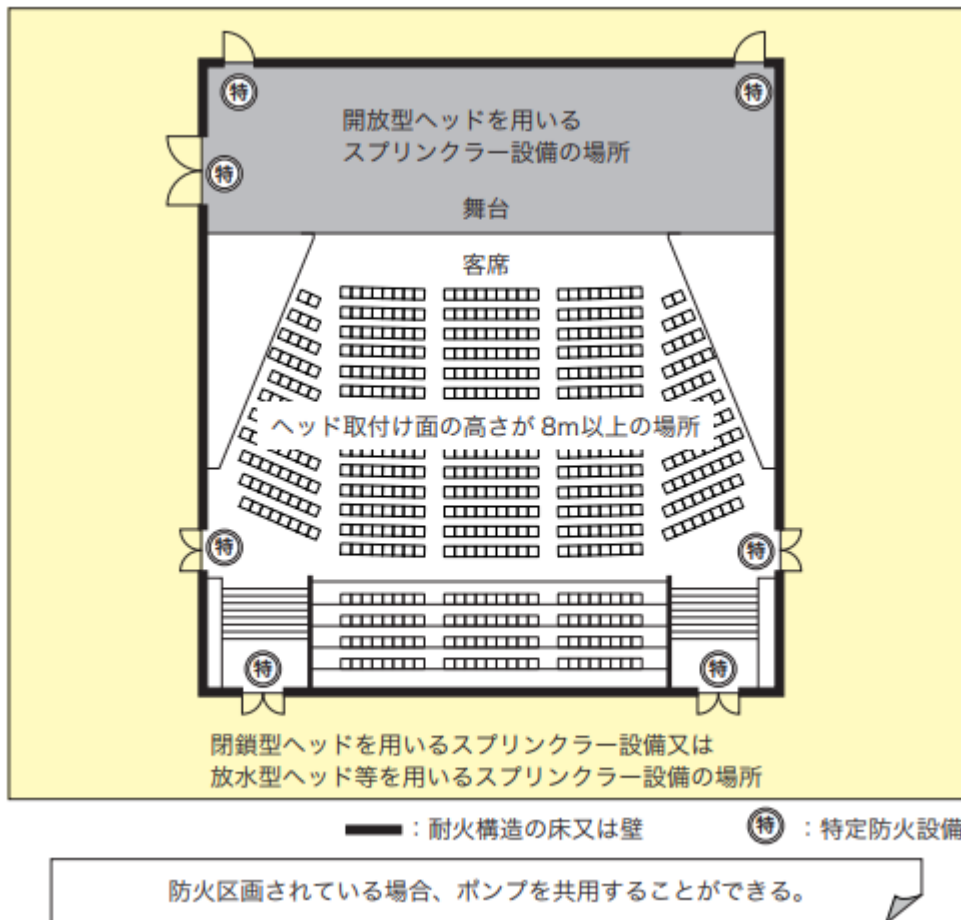
イ 機器

機器は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 14 条第1項第 11 号の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(3)を準用すること。

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下この項において「閉鎖型ヘッド」という。)を用いるスプリンクラー設備又は放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備のポンプと共用する場合には、両設備の設置部分が建基令第 112 条に規定する防火区画されている場合、規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。(第4の2-2図参照)



第4の2-2図

エ 開放型ヘッドにおける放水圧力が 1MPa を超えないための措置

省令第 14 条第 1 項第 11 号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1MPa を超えないための措置」は、第 2 屋内消火栓設備 2(4) (ウを除く。) を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、政令第 12 条第 2 項第 6 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(1) を準用すること。

イ 機器

機器は、省令第 14 条第 1 項第 11 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(2) を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 14 条第 1 項第 11 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(3) を準用すること。

エ 開放型ヘッドにおける放水圧力が 1MPa を超えないための措置

省令第 14 条第 1 項第 11 号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1MPa を超えないための措置」は、第 2 屋内消火栓設備 3 の 2(4) を準用すること。(3(4)ウを除く。)

3 水源

水源は、省令第 13 条の 6 第 1 項第 4 号の規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 4 を準用すること。

4 配管等

配管等は、省令第 14 条第 1 項第 10 号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は、原則として専用とするほか、第 4 スプリンクラー設備 5(1) を準用すること。

(2) 管継手

管継手は、第 4 スプリンクラー設備 5(2) を準用すること。

(3) バルブ類

バルブ類は、第 4 スプリンクラー設備 5(3) を準用すること。

(4) 配管内の充水

配管内には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより一斉開放弁から開放型ヘッドまでの部分を除き、常時充水しておくこと。この場合、補助用高架水槽又は補助ポンプは、第 4 スプリンクラー設備 5(4) を準用すること。

5 配管等の摩擦損失計算

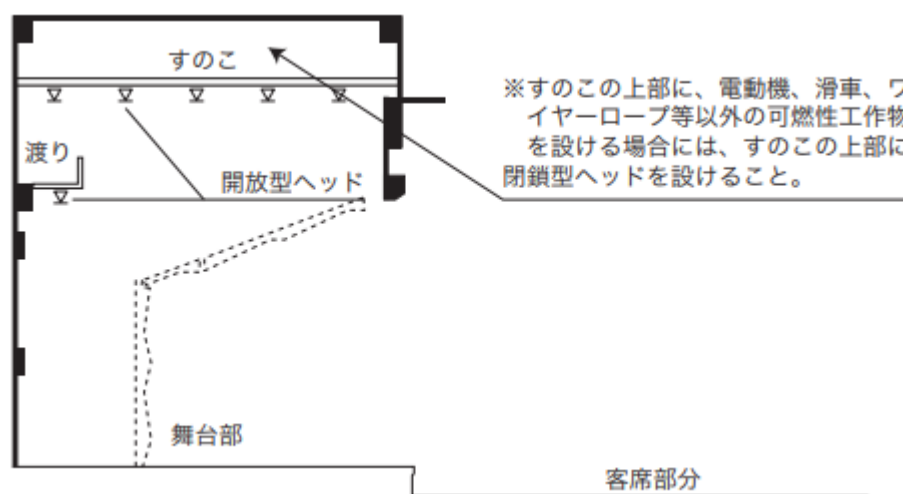
配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によること。

6 開放型ヘッドの設置

開放型ヘッドの設置は、省令第13条の2第4項第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 開放型ヘッドは、第4の2-3図の例により、舞台部及び脇舞台の天井(すのこの設けられる場合には、当該すのこの下面)に設けること。
- (2) 省令第13条の2第4項第2号ただし書きに規定する「可燃物」には、すのこの上部に電動機、滑車、ワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合も該当するものであること。

なお、この場合、すのこの上部に閉鎖型ヘッドを設置すること。●

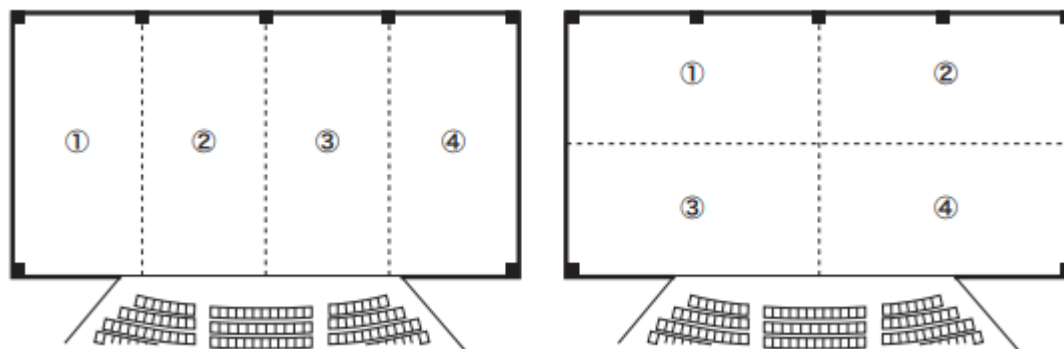


第4の2-3図

7 放水区域

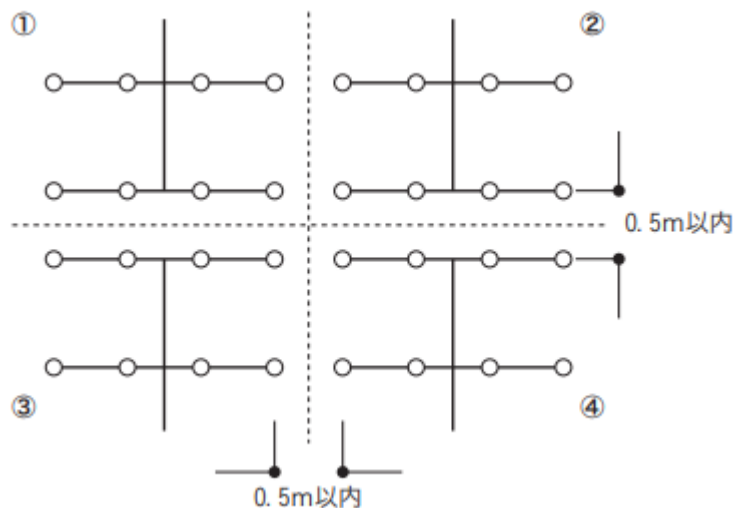
放水区域は、省令第14条第1項第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は、100 m²以上とすること。▲
- (2) 放水区域を分割する場合は、第4の2-4図の例に示すよう、可能な限り単純な形状に設定すること。▲



第4の2-4図

- (3) 省令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、放水区域の数は、一の舞台部につき 4 以下とするよう定められているが、ポンプの吐出量が 5,000ℓ/min 以上となる場合には、5 分割以上とすることができるものであること。
- (4) 省令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する「隣接する放水区域が相互に重複する」とは、第 4 の 2-4 図の例に示すよう、隣接する開放型ヘッド相互間の距離を 0.5m 以内とすることをいう。



第 4 の 2-5 図

8 制御弁

制御弁は、省令第 14 条第 1 項第 3 号の規定によるほか、第 4 スプリンクラー設備 9 を準用すること。

9 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁又は手動式開放弁は、省令第 14 条第 1 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 手動開放弁は、省令第 14 条第 1 項第 1 号ホに規定する当該弁の開放操作に必要な力において、30 秒以内に全開できるものであること。●
- (2) 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、一の放水区域につき異なる場所に 2 以上設けること。▲
- (3) 手動式開放弁は、放水区域外で当該放水区域内を見とおすことができ、かつ、出入口付近等操作をした者が容易に避難できる箇所に設けること。●
- (4) 手動式開放弁には、保護カバー等を取り付け、放水区域図及び放水区域名又は番号並びに操作方法を記載した銘板を取り付けること。▲
- (5) 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の部分には、試験用止水弁及び排水弁を設け、当該弁の直近の見やすい箇所に、その旨を表示するとともに、点検作業に必要な空間を確保すること。●
- (6) 一斉開放弁は、第 4 の 2-1 表上欄に掲げる一の放水区域への放水量の値に応じて、同表下

欄に掲げる呼び径のものを用いること。▲

第4の2-1表

放水量(ℓ/min)	450	700	1,200	1,800	2,100
呼び径(A)	40	50	65	80	100
放水量(ℓ/min)	3,300	4,800	8,500	13,000	19,000
呼び径(A)	125	150	200	250	300

10 自動警報装置

自動警報装置は、省令第14条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 発信部に流水検知装置を設ける場合は、第4スプリンクラー設備10(1)ア及びイの例により設けること。
- (2) 省令第14条第1項第4号ロに規定する発信部(流水検知装置又は圧力検知装置)は、各階又は放水区域ごとに設けること。
- (3) 受信部の設置場所等

受信部の設置場所及び一の防火対象物に2以上の受信部を設置する場合は、省令第14条第1項第4号ニ及びホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(1)を準用すること。☞未策定

- (4) 音声警報装置

省令第14条第1項第4号ただし書きの規定は、第4スプリンクラー設備10(6)を準用すること。

11 起動装置

起動装置は、省令第14条第1項第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) 開放による圧力検知装置(起動用水圧開閉装置)の作動と連動して加圧送水装置を起動するものは、第4スプリンクラー設備11(1)を準用すること。
- (2) 省令第14条第1項第8号イ(イ)ただし書き「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、概ね自動火災報知設備の受信機等の場所から加圧送水装置の起動装置との間の距離が歩行距離で概ね30m以下となるものをいうこと。●

12 送水口

送水口は、政令第12条第2項第7号及び省令第14条第1項第6号の規定によるほか、第4スプリンクラー設備13を準用すること。

ただし、閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備又は放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備と併設する場合、当該送水口に設置する標識は、当該消防用設備等である旨の表示をすること。(第4の2-6図参照)●

(閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の送水口と併設する場合の例)



第4の2-6図

13 表示及び警報

表示及び警報は、第4スプリンクラー設備 15を準用すること。(省令第 14 条第1項第 12 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)

14 貯水槽等の耐震措置

省令第 14 条第1項第 13 号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第2屋内消火栓設備9を準用すること。

15 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第 14 条第1項第6号の2及び第9号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、第 23 非常電源によること。☞未策定

(2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第2屋内消火栓設備 10(2)を準用すること。

(3) 非常電源回路、操作回路及び警報装置回路の配線は、次によること。

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。

ウ 音響警報装置回路

省令第 14 条第 1 項第 4 号に規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲

16 総合操作盤

省令第 14 条第 1 項 12 号に規定する総合操作盤は、第 24 総合操作盤によること。☞未策定